

報告書別冊

北海道と道内自治体 議会の現状 (H24.4現在)

平成24年8月

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

1. 北海道と35市議会の個票

北海道 札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市
夕張市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 江別市
赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市
歌志内市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市

2. 石狩・渡島・檜山・後志振興局内町村議会

当別町 新篠津村 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町
森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
今金町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村
留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 神恵内村 仁木町 余市町

3. 空知・上川・留萌・宗谷振興局内町村議会

南幌町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町
北竜町 沼田町 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町
上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町
剣淵町 下川町 美深町 中川町 増毛町 小平町 苫前町 初山別村 遠別町
天塩町 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町

4. オホーツク・胆振・日高振興局内町村議会

美幌町 津別町 斜里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町
湧別町 滝上町 西興部村 大空町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町
安平町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町

5. 十勝・釧路・根室振興局内町村議会

音更町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町
広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路町
厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 標津町
羅臼町

6. 調査票

自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査

アンケート調査票

<記入にあたって>

1. この調査票は、期間の指定がない場合は、平成24年4月1日現在の状況をご記入ください。
2. 回答に当たり、ご不明な点やご質問がある場合は、担当責任者宛てにご連絡をお願いします。
3. アンケート調査票は、設問ごとに1～5の項番のうち最も近いと思われるものを選択のうえ、1つに○（マル入力）をご記入ください。また、□を選択する場合は、■（「しかく」）を入力し、該当する項目を塗りつぶしてください。
さらに補足説明を要する場合は【補足説明欄】に、ご記入願います。

<記入例>

選択	項番	内 容
○	5	○○○
	4	△△△

4. 設問は全部で25問あります。（補足設問、自由記述もあります）
5. 補足説明欄に書ききれない場合は、関連資料を添付願います。
6. このアンケート調査票の返送締め切りは、**5月31日（木）**とさせていただきます。
Eメールでのご返送をお願いいたします。
返送先アドレスは koukyou-seisaku2@mail.goo.ne.jp です。
7. 本調査結果については団体名を含めて報告書を作成し、後日、当研究所ホームページに掲載し、本調査にご協力賜りました皆様に、そこから出力できるようにご案内させていただきます。なお、この調査は自治体議会のさらなる活性化に向けて、調査結果を有効に活用していただくことを目的としたものであり、あら探しを目的とするものではありませんので、本趣旨をご理解のうえ、調査へのご協力、よろしくお願い申し上げます。

- | |
|---|
| ■ 問い合わせ先 : NPO法人公共政策研究所担当責任者名 : 水澤雅貴 |
| ■ 連絡先電話 : 09052263257 担当者メールアドレス : koukyou-seisaku2@mail.goo.ne.jp |

自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	H 2 4 年 月 日		
ご回答対象部局			
ご回答記入者 職位・氏名			
ご連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
議会ホームページ アドレス			

議会基礎情報

定数（欠員）	人（ 人）	その内女性議員の人数	人
会派の有無選択	有・無	平均年齢	歳
会派の数	会派	政務調査費（有無選択）	有・無
次回選挙予定年月	H 年 月	政務調査費の額	万円/人・月

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す
	4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている
	2	検討中
	1	認めていない

【補足説明欄】

補足設問

●H23. 4～24. 3の期間、請願又は陳情提出者による本会議又は委員会での直接説明の実績についてお答えください。

（ 有 ・ 無 ）

問2 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情の説明以外に、傍聴者が発言することを認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、原則として議事録に残す
	4	条例規則の規定に基づき認めているが、原則として議事録には残さない
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

問3 住民との対話の場

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民と直接対話する場（地域課題を議会と住民が討議する場）を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、直接対話の場を設けている
	4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、直接対話の場を設けている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、直接対話の場を設けている
	2	検討中
	1	設けていない
【補足説明欄】		

(注1) 議会の審議結果状況の報告が主たる目的である議会報告会等は、この設問では対象外とします。(→問18)

(注2) 上記項番1～2を選択した議会は、住民と直接対話する場（地域課題を議会と住民が討議する場）を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

●上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

●H23. 4～24. 3 の期間、議会主催による住民へのアンケート調査を行いましたか。

- ①行っている (案件:)
 ②行っていない

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長側提出議案に対する議員間の討議(自由討議)

本会議又は委員会において、首長側提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき自由討議を行い、原則として議事録に残している
	4	条例規則の規定に基づき自由討議を行っているが、原則として議事録には残していない
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、自由討議を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番1～2を選択した議会は、議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問

(なかった場合には「0」件とご記入願います)

●H23. 4～24. 3 の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②再提出後可決された件数 () 件

●H23. 4～24. 3 の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

①提出された修正案の件数 () 件 ②可決された修正案の件数 () 件

問5 調査機関又は附属機関の設置

調査機関又は附属機関を設置しての調査検討等を、議会として行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、調査機関又は附属機関(構成員として議員を含む)を設置している

	3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)
	2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中
	1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない
【補足説明欄】		

補足設問

●議会事務局の人数等 (H24. 4. 1 現在でご記入ください)

職員数	人	(内訳) 専任	人	兼任	人	臨時	人
兼務内容							
図書購入額(H23. 4～24. 3の期間)	万円						
議会事務局の課題をご記入願います							

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。

選択	項番	内 容
	5	議会基本条例等の規定により、議会の会期を通年としている
	4	
	3	議会の会期を年末(年度末)まで設定する議決により、実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の一般質問、代表質問で、一問一答方式を導入していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、一般質問及び代表質問で導入している
	4	条例規則の規定に基づき、一般質問又は代表質問のいずれかで導入している
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、一問一答方式を導入している
	2	導入を検討中

	1	導入していない
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式ではないが、一括質問・一括答弁以外の質問・答弁方法を導入している場合は、その内容について補足説明欄にご記入ください。

問9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問を認めていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、内容を限定せずに、反問を認めている
	4	条例規則の規定に基づき、内容を限定して、反問を認めている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問を認めている
	2	検討中
	1	認めていない
【補足説明欄】		

補足設問

- 上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間の反問の実績についてお答えください。
(有 ・ 無)
- 上記期間中、反問の実績有りの議会は、反問を行使された例をご記入ください。

--

問10 議会と執行部間の政策討論の場

本会議、常任(特別)委員会以外に、地域課題を議会と執行部が共有し討議するために、特別な政策討論の場を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しており、原則として議事録に残している
	4	条例規則の規定に基づき、政策討論の場を設置しているが、原則として議事録には残していない
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討論の場を設置している。
	2	設置を検討中
	1	設置していない
【補足説明欄】		

--

(注1) 上記項番1～2を選択した議会は、政策討論の場を設置する上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間における政策討論の場の具体的な内容(名称・開催実績等)を補足説明欄にご記入ください。

補足設問

●上記項番3～5を選択した議会は、政策討論の場が公開か非公開かをお答えください。

- ①原則、公開
- ②原則、非公開

問11 議会が評価主体となる事務事業評価等の実施

議会が評価主体となる組織的な取り組みにより、事務事業評価等の行政の評価を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のすべてを対象に行っている
	4	条例規則の規定に基づき、政策評価、施策評価、事務事業評価のいずれかを対象に行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策評価、施策評価、事務事業評価を行っている
	2	検討中
	1	評価は行っていない

【補足説明欄】

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、H23.4～24.3の期間における評価の取組事例を補足説明欄にご記入ください。

問12 貴議会において、執行部との地域課題共有に関して、ユニークな取組事例がありましたら、具体的な内容をご記入ください。

--

4. 住民説明

問13 会議の公開状況

会議の公開について、どのように条例等で定めていますか。

選択	項番	内 容
----	----	-----

	5	条例規則の規定に基づき、すべての会議（代表者会議や全員協議会等を含む）を原則公開
	4	条例規則の規定に基づき、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会を原則公開
	3	条例規則の規定に基づき、常任委員会及び特別委員会を原則公開
	2	条例規則の規定に基づき、常任委員会のみを原則公開
	1	本会議を原則公開とした地方自治法その他、会議公開についての条例等の定めはない

【補足説明欄】

(注) 条例規則ではないが、申し合わせ(要綱含む。)により、代表者会議や全員協議会等を原則公開している議会は、その旨を補足説明欄にご記入ください。

問14 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）を提供(貸与を含む。)していますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、本会議及び委員会において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	4	傍聴者へは、本会議において、議員に配布されているものと同じ資料のすべてを提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している
	2	傍聴者用に用意した資料（日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない

【補足説明欄】

問15 会議のインターネット（CATVを含む）によるライブ中継

会議のライブ中継を行っていますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている
	4	本会議及び一部の委員会のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている

	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

補足設問

●H23.4～24.3の期間、会議の動画記録のオンデマンド配信（ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることが出来る方式）を行っているか、お答えください。

- ①行っている
②行っていない

問16 議会日程等の広報

議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(H23.4～24.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告のほか、本会議への上程後、委員会等での審議前に、議案本文（議案書）も閲覧できる
	3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目（予定）の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、議会日程・内容（予定）の事前予告等を一切広報していない
【補足説明欄】		

問17 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否（各議員又は会派の対応、採決態度）を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、重要議案についてのみ、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している

	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

(注) 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。また、会派が統一行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合に、その議員名が公開されている場合は、「各議員個別の賛否を公開している」に該当します。

補足設問

●上記項番 3～5 を選択した議会は、会派単位か各議員個別かをお答えください。

①会派単位

②各議員個別

問 1 8 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議結果状況の住民への報告の場（議会報告会等）を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	年間の開催回数が明記された条例規則の規定に基づき、議会報告会等を設けている
	4	条例規則(年間の開催回数は明記されていない)の規定に基づき、議会報告会等を設けている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を設けている
	2	検討中
	1	設けていない
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番 1～2 を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

(注2) 上記項番 3～5 を選択した議会は、H23. 4～24. 3 の期間における議会報告会等の実施状況を補足説明欄にご記入ください。

5. その他

問 1 9 議会基本条例の検討状況

議会基本条例の制定を予定していますか。

選択	項番	内 容
	5	既に条例を制定している
	4	条例素案を策定済みで、近い将来に制定を予定している

	3	制定の方針で、条例の制定作業に着手している
	2	条例を制定するか否かを検討中
	1	今のところ、条例制定の予定はない
【補足説明欄】		

補足設問

●上記項番 3～5 を選択した議会は、議会基本条例の制定を検討する場（委員会等）に、住民参加の機会が設けられていますか（いましたか）。

- ①設けている
②設けていない（議員のみでの検討）

●上記で住民参加の機会が設けられている（いた）場合、具体的な内容についてご記入ください。

（ ）

問 2 0 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ①制定している
②制定していない

問 2 1 議会モニター制度（議会活動に対する住民による評価）

議会モニター制度を設けていますか。

- ①設けている
②設けていない

問 2 2 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加していますか。

- ①追加している
②追加していない

(2) (1) で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ①基本構想のみ
②基本構想・基本計画
③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法 96 条 2 項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ①追加している

②追加していない

(4) (3)で任意的な議決事件を追加している場合、H23.4～24.3の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問23 地方自治法の改正により、議員定数の法定上限が撤廃されましたが、今後の貴議会の方向性をどのように考えていますか。(1つ選択)

- ①ボランティア議員型議会（多人数議会）
- ②専門議員型議会（小人数議会）
- ③わからない
- ④その他

問24 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問25 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。